

財分野に関する JSNA年次推計における改定幅上位品目に係る検討

令和2年11月19日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 経緯・概要

- これまで「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期）に基づき、第一次年次推計から第二次年次推計の改定に係る影響について議論してきたところ。家計消費及び総固定資本形成への影響（改定幅）の大きい品目について、その個別品目の対応状況をご報告させていただいている。
- 今回、基準改定において推計方法を変更することにより対応した下記3品目について、対応状況をご報告させていただく。
 - ①サービス用機器（パチンコ、スロットマシン）
…利用可能な一次統計がなかったが、業界団体からの提供データを推計に利用するよう推計方法を変更した。
 - ②民生用エアコンディショナ、③電気照明器具
…生産動態統計調査と工業統計調査の品目の範囲の違いを、推計上の工夫により工業統計調査の品目概念に近付けるよう推計方法を変更した。
- 残りの3品目（④鋼船、⑤清涼飲料水、⑥肉加工品）については、今回の基準改定において、対応できなかったが、今後、引き続き検討を行いたい。

① サービス用機器（パチンコ、スロットマシン）

1. 検証の経緯・概要

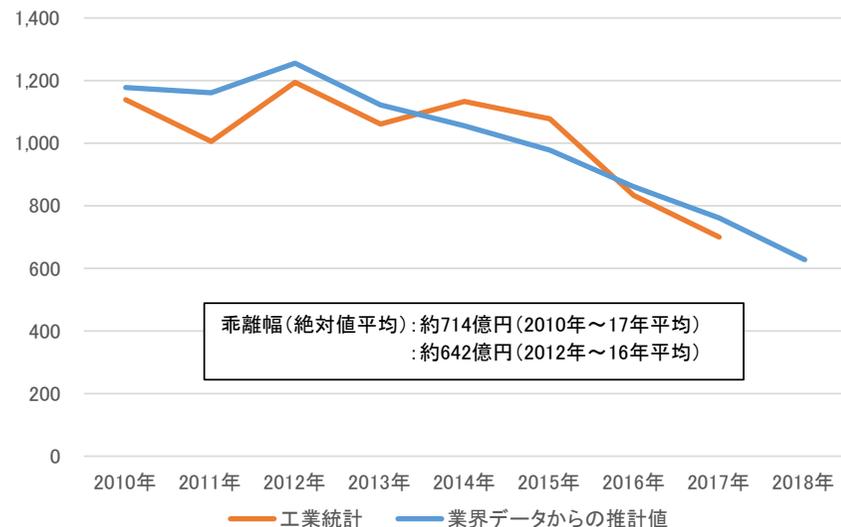
- 改定差上位品目（総固定資本形成）のうち「サービス用機器」では、内訳である「パチンコ、スロットマシン」について、第二次推計で利用する工業統計の対象になっているものの、第一次推計では利用可能な一次統計が存在しない（生産動態統計の対象外）ことが改定差（GDP比0.034%pt）につながっている。
 - その後、ストック情報（設置台数）を用いてパチンコ及びスロットマシンの出荷額を推計する手法を検討したが、2019年6月の部会で御報告した通り、同手法では工業統計の動きの的確な再現は困難であった。
 - 2020年3月のSNA部会において、警察庁の御協力により、新たにパチンコ、スロットマシンの販売台数に関する業界データの提供を受け、これを用いて工業統計の動きを再現する手法について検討を行い、検証結果を報告した。その際、業界データの推計への利用については、今後のデータ提供について、業界団体との調整を踏まえ判断することとした。
- ⇒ 今回は、その後の調整結果及び推計への利用についてご報告するもの

3. 検証結果①

- 業界データを基に算出した販売額と工業統計の出荷額を比較すると、概ね近い水準で推移しており、2010年～17年の乖離幅（絶対値）の平均は約714億円であった。これはGDP比では0.014%程度（改定差検証期間の2012年～16年ではそれぞれ約642億円、0.012%程度）であり、「サービス用機器」*5の改定差（GDP比0.034%pt）よりも小さい。
- それぞれの系列について前年比の推移を比較すると、年毎の動きの方向は概ね一致しているものの、年により乖離幅が大きくなる場合もあった。

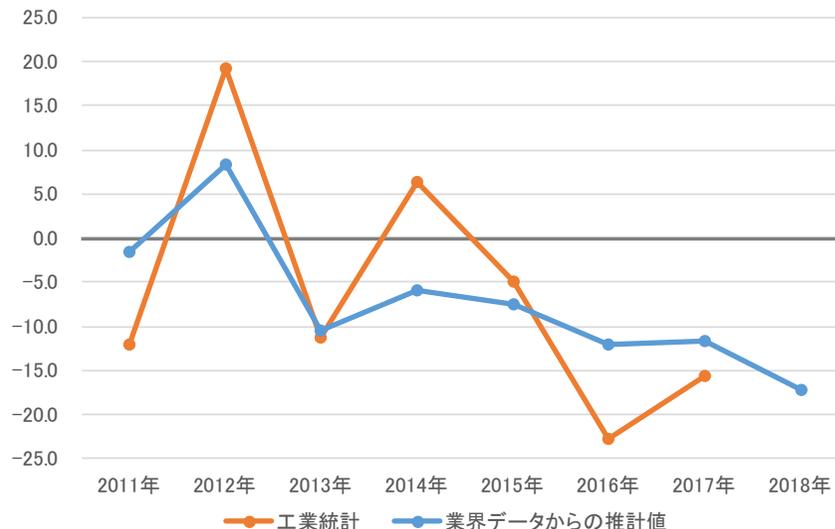
*5 第13回SNA部会（2019年1月）の経産省資料によると、「サービス用機器」の工業統計出荷額（2016年）のうち「パチンコ・スロットマシン」は58.6%の割合を占める。

(10億円) パチンコ・スロットマシン推計結果①(水準の比較)



(注)業界データからの推計値には「娯楽機器」の価格指数を使用。

(%) パチンコ・スロットマシン推計結果②(前年比の比較)



(注)業界データからの推計値には「娯楽機器」の価格指数を使用。

① サービス用機器（パチンコ、スロットマシン）

2. 推計への利用について

（1）業界団体からのデータ提供

- ・ 日本電動式遊技機工業協同組合 回胴式遊技機 販売台数
- ・ 日本遊技機工業組合 ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機 販売台数

→ 前回部会において報告した上記データについて、両団体の御協力のもと、翌々月中旬に毎月、御提供をいただくこととなった。

（2）今後のJSNA推計への活用予定

①. 年次推計では、2019年度（令和元年度）第一次年次推計（2015年（平成27年）基準）から利用

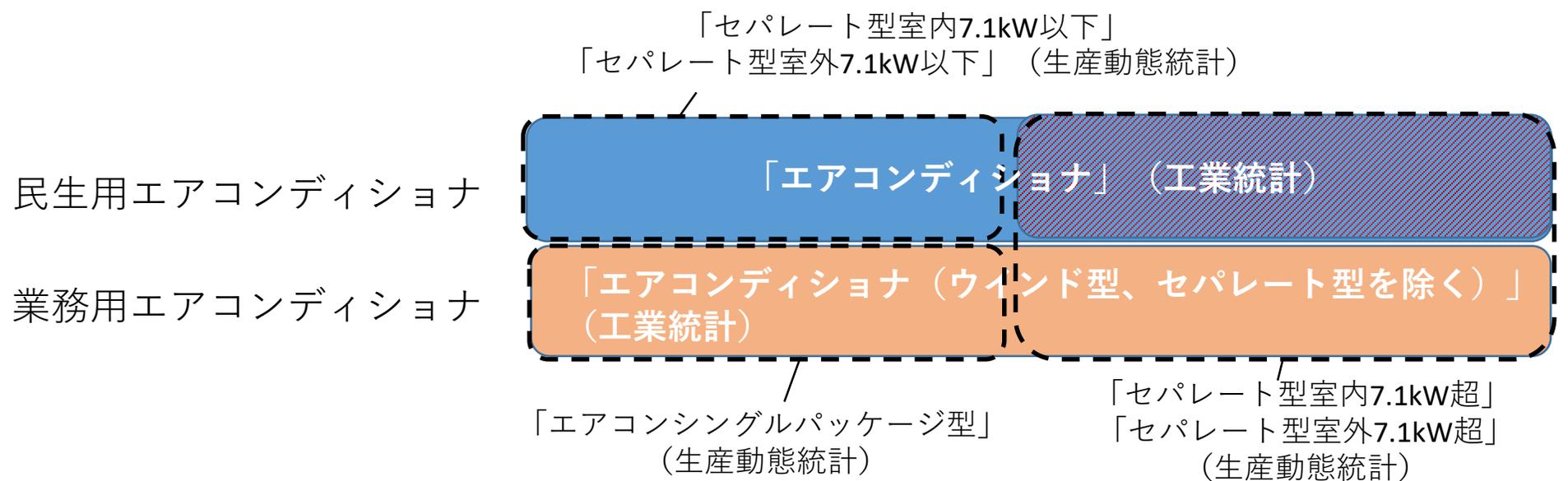
※ コモ法6桁品目「サービス用・娯楽用機器」（パチンコ、スロットマシン）の第一次年次推計の延長指標として利用

②. QEでは、2020年7 - 9月期2次QEにおいて、2020年9月分までを反映。以降は毎四半期ごとに反映

※ 91品目分類「41. 業務用機械」の細分類推計の基礎統計として利用

② 民生用エアコンディショナ

- ・ コモ品目の民生用エアコンディショナの延長指標として第一次では生動、第二次では工業統計を用いていたが、毎年改定差が生じることや規模感の違いなどから、両者の概念範囲の違いについて経済産業省に問い合わせたところ、生動の「セパレート型7.1kW超」には、コモ品目の業務用エアコンディショナ（工業統計の「エアコン（ウインド形、セパレート形を除く）」）に相当するものが含まれる可能性を指摘された。
- ・ このため、平成27年基準では、同民生用エアコンディショナの延長指標として用いる生動の「セパレート型7.1kW超」から、一部を分割して控除（コモ品目の業務用エアコンディショナに移し替え）したものを延長指標とする。
- ・ この生動の「セパレート型7.1kW超」から分割される割合は、民生用、業務用の各エアコンディショナの出荷額対前年伸び率の改定差が最小となるような値とした。



③ 電気照明器具

- ・これまでの部会における議論では、生動の「自動車用器具（二輪自動車用を含む）」うち「自動車用白熱電灯器具」については、工業統計における「その他の電気照明器具」ではなく「白熱電灯器具」に該当するとの可能性が指摘された。
- ・このため、平成27年基準改定では、コモ品目「白熱電灯器具」の延長指標である生動「白熱電灯器具」に対し、同「自動車用器具（二輪自動車用を含む）」（コモ品目「その他の電気照明器具」の延長指標）より白熱電灯器具分を分割して、加算したものを延長指標とする。
- ・生動の「自動車用器具（二輪自動車用を含む）」より分割される白熱電灯器具分の割合については、コモ品目である「白熱電灯器具」及び「その他の電気照明器具」の出荷額対前年伸び率の改定が最小となるような値とした。

「白熱灯器具」
(生産動態統計)

「白熱電灯器具」 (工業統計)

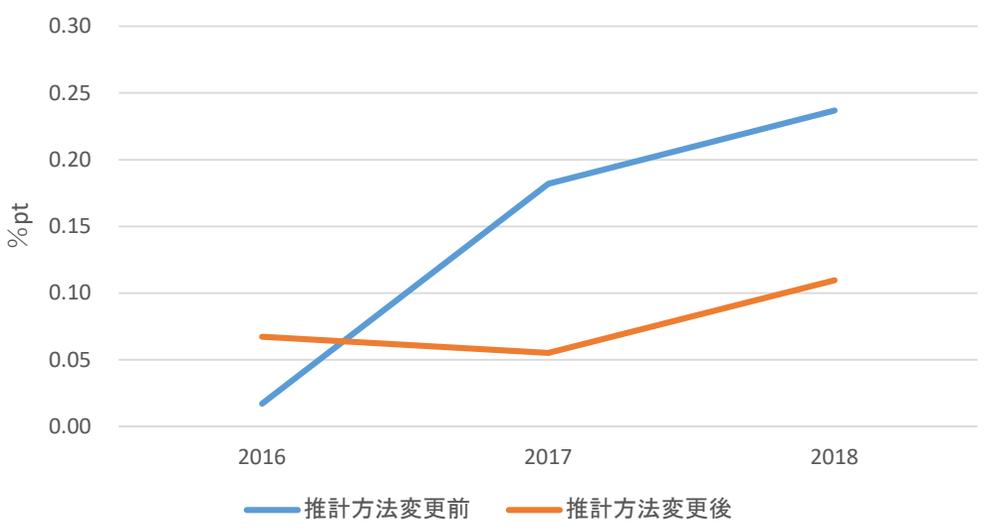
「その他の電気照明器具」 (工業統計)

「LED器具（自動車用を除く）」
(生産動態統計)

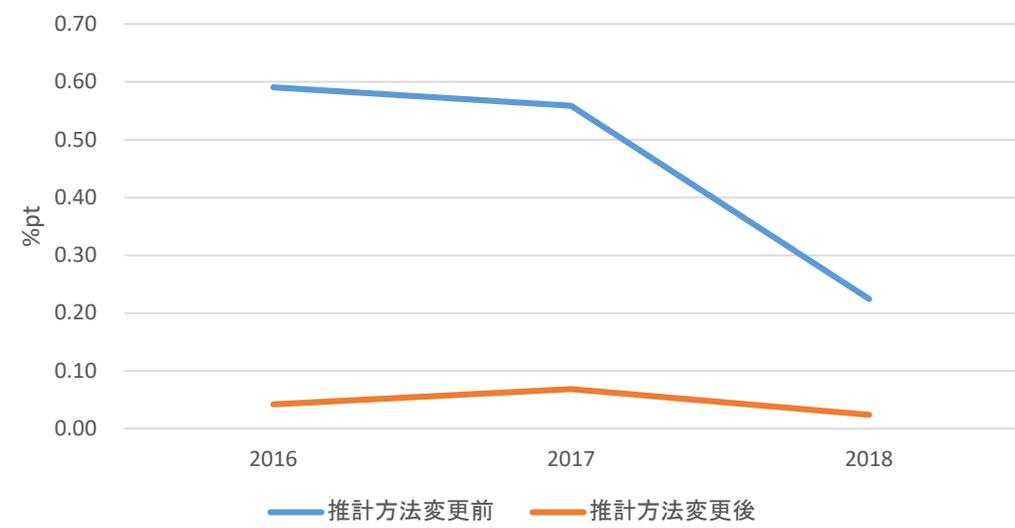
「自動車用器具（二輪自動車用を含む）」
(生産動態統計)

● 推計方法の変更に伴い、今後は、第二次年次推計と第一次年次推計における改定幅が縮小する見込み。

② 民生用及び業務用エアコンディショナにおける改定差の改善状況



③ 白熱電灯器具及びその他の電気照明器具における改定差の改善状況



※以下の両統計の出荷額 (注) 対前年伸び率の差の絶対値合計 (注) : 生産動態統計については生産額

推計方法変更前：工業統計 (第二次) - 生産動態統計 (第一次)

推計方法変更後：工業統計 (第二次) - 生産動態統計組み替え (第一次)

これらを絶対値として合計したもの (それぞれ民生用+業務用、白熱電灯器具+その他の電気照明器具)